

エコファーマーの皆様

重要エコファーマー認定制度の終了について

国において「持続性の高い農業者方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」が廃止される予定であることから、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定（エコファーマー）の新規認定（再認定を含む。）の受付を令和4年6月で終了いたします。

令和4年度内に認定満了日を迎える皆様

- ・再認定を希望される場合は、令和4年6月30日17時までに最寄りの地域事務所へ導入計画認定書を提出ください。
- ・再認定を希望されない場合は、手続き不要です。

令和5年度以降に認定満了日を迎える皆様

- ・経過措置により法律廃止後もエコファーマー認定証に記載されている認定有効期限まで有効です。
- ・認定有効期限が御不明の際は、最寄りの地域事務所又は県庁農産園芸課までお問い合わせください。

環境に配慮された生産方法で栽培された農産物を認定する「みえの安心食材表示制度」の活用も御検討ください。

みえの安心食材

検索

お問合せは、最寄りの地域事務所又は県庁農産園芸課まで

桑名農政事務所 農政室	電話 0594-24-7421
四日市農林事務所 農政室	電話 059-352-0627
津農林水産事務所 農政室	電話 059-223-5102
松阪農林事務所 農政室	電話 0598-50-0564
伊勢農林水産事務所 農政室	電話 0596-27-5168
伊賀農林事務所 農政室	電話 0595-24-8141
尾鷲農林水産事務所 農政・農村基盤室	電話 0597-23-3498
熊野農林事務所 農政室	電話 0597-89-6122
県庁 農林水産部農産園芸課	電話 059-224-2808